

令和6年7月1日

従業員 各位

株式会社西原グリーンセンター
代表取締役社長 古波津 昇

不妊治療支援と育児休業制度等拡充について（制度拡充方針）

厚生労働省によると、近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると示されております。併せて、同省が行った調査によると、仕事と不妊治療の両立ができず、16%の方が離職しています。

拓伸会（拓南グループ）では、令和6年6月1日から社員に対して、特定不妊治療を支援する制度を発足させました。

育児休業制度についても、子の誕生後、子が小学1年生を終えるまでの期間に合計で2年間の有給休業の制度を拡充させました。

働きやすい職場環境の整備の為、男性社員・女性社員問わず育児と仕事、怪我や病気の治療と仕事、不妊治療と仕事それぞれの両立を拡充いたしますのでご確認の程宜しくお願い致します。

記

【拡充制度（概要）】

（1）不妊治療との両立支援／治療と仕事の両立支援規程（拓伸会統一規程）
不妊治療を行う方へ治療費の補助、また治療のための特別休暇等さまざまな支援制度を設けております。

（2）治療との両立支援／治療と仕事の両立支援規程（拓伸会統一規程）
怪我や病気の治療を行う方の体調に合わせた働き方を本人と相談し配慮を行います。

（3）育児との両立支援／育児介護休業規定（拓伸会統一規程）
子が小学校1年生を修了するまでの育休が取得可能になりました。

本件の拡充も含め、皆様が安心して働ける職場づくりを目指し、職場環境の改善を図っていく所存ですので、本拡充制度の詳細につきましてご確認いただき活用いただきたいと思います。

以上